

西脇市こども計画

第5章

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策、実施時期

4 地域子ども・子育て支援事業

(19)乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)〈P.141〉

【概要】

全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、保護者の就労有無や理由を問わず、3歳未満の未就園児が月一定時間までの利用可能枠の中で保育施設を利用できる新たな通園制度です。(令和8(2026)年度から本格実施)

【量の見込みと確保策】

(必要定員数)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳児	量の見込み(A)	—	2人	2人	2人	1人
	確保策(B)	—	2人	2人	2人	1人
	差引(B)-(A)	—	0人	0人	0人	0人
1歳児	量の見込み(A)	—	3人	3人	3人	3人
	確保策(B)	—	3人	3人	3人	3人
	差引(B)-(A)	—	0人	0人	0人	0人
2歳児	量の見込み(A)	—	2人	2人	2人	2人
	確保策(B)	—	2人	2人	2人	2人
	差引(B)-(A)	—	0人	0人	0人	0人

【今後の方向性】

令和8(2026)年度から、こども誰でも通園制度が本格実施され、0歳児～2歳児において、認定こども園等の新たな利用需要が発生することから、当該制度に係る量の見込みに対応した確保方策を検討し、受入体制を整備します。

※ 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)については、本ページに記載していましたが、令和8年度以降は、「乳児等のための支援給付」として実施されるため、今後の方向性等は、[5 乳児等通園支援\(こども誰でも通園制度\)](#)に記載しています。

ただし、【量の見込みと確保策】は、引き続き本ページに記載しています。

《子ども・子育て支援法改正により令和 8 年度追加》

5 乳児等通園支援(こども誰でも通園制度)

令和6(2024)年の子ども・子育て支援法改正により、令和7(2025)年4月から「地域子ども・子育て支援事業」として「乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)」が新設され、さらに令和8(2026)年4月から「乳児等のための支援給付」として実施されます。

本計画では、令和7年度までは「地域子ども・子育て支援事業」として記載していましたが、改正に伴い、令和8年度以降の量の見込み及び提供体制の確保方策は、「乳児等のための支援給付(乳児等通園支援)」として位置付けることとなります。

なお、【量の見込みと確保策】については、141ページに掲載しています(必要定員数に変更はありません。)

【今後の方向性】

0歳6か月から満3歳未満の未就園児が、国の定める時間の範囲で安心して通えるよう、認定こども園等において受入体制を整え、保護者が利用しやすい仕組みづくりを進めます。

また、乳児等通園支援を利用する家庭に対し、満3歳以上の入園に関する情報提供や相談支援を行い、教育・保育施設への円滑な移行を支援します。